

移行時運営安定化事業について

V2.0

※ この資料は、12月24日現在、厚生労働省から示されている資料等に基づいて、神奈川県で作成しました。今後、国の正式な通知の発出等により変更されることがありますので予めご了承ください。

平成21年12月

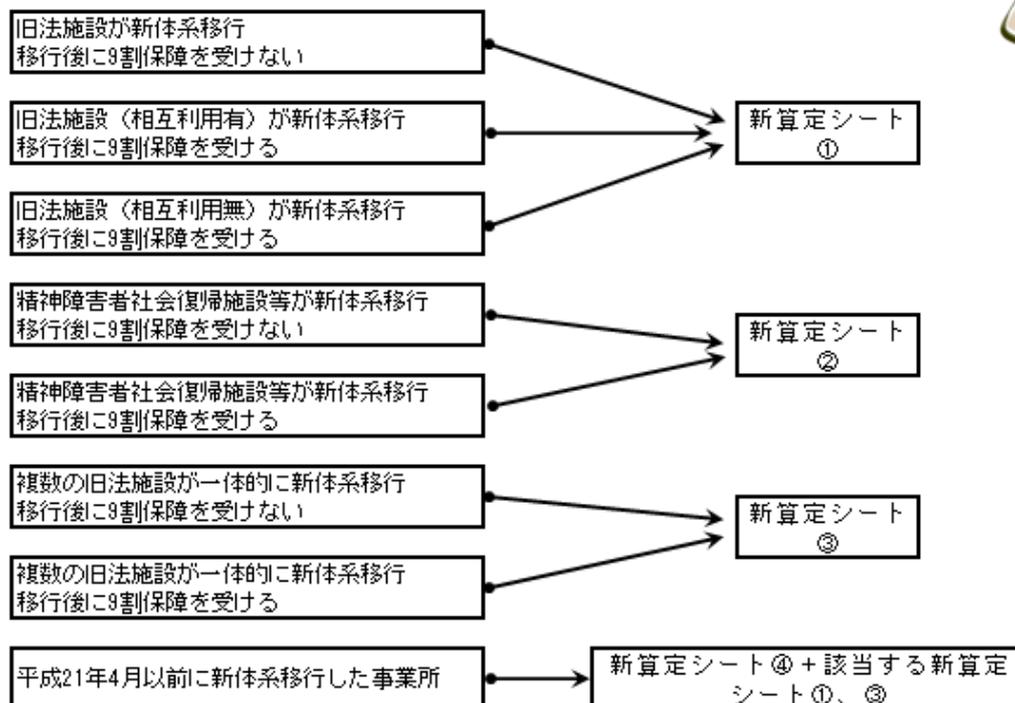
神奈川県保健福祉部障害福祉課

V1.0→V2.0の主な変更点・追加したページ等

- 移行時運営安定化事業(従前額助成)の新算定シートの選択方法(P2上、P5下)
算定シートが一部簡素化されたことに伴い、新算定シートの選択方法を変更しました。
(ただしこれまでの算定シートを選択し計算することでも差し支えありません。)
- 運用上の留意事項について(P7下、P8上)
これまで検討中とされていた部分が示されました。
- 厚生労働省資料の事務連絡を最新版に変更(P8下、P9上下、P10上)

移行時運営安定化事業の加算については、新体系移行した時期、新体系移行前の施設種別等により、使用する算定シートが異なります。以下を参照して該当する算定シートを選択してください。
 (新しい算定シートの番号で記載しています。ただしこれまでの算定シートを利用して計算しても差し支えありません。)

移行時運営安定化事業（従前額助成）新算定シートの選択方法



移行時運営安定化事業について

I 事業の趣旨

- 旧法施設や精神障害者社会復帰施設等が新体系サービスに移行すると、施設の運営状況等により、**報酬が旧法施設等の実績を下回ることがある。**
- 既に9割保障（特別対策）を受けている旧法施設の場合、新体系サービスに移行しても引き続き、移行前の水準を確保することができるが、**移行前に9割保障を受けていない施設の場合、9割保障を受けることになる水準まで、収入が低下する場合がある。**
- 運営費補助方式の精神障害者社会復帰施設等が、新体系サービスに移行した場合も同様である。
- このような場合に、**従前の旧法施設等の収入まで保障**する。（差額を加算）

(1)平成21年5月以降に旧法施設から新体系サービスに移行した場合

新体系移行前月において、9割保障を受けていない施設



「新体系移行前月の旧法施設の報酬実績額」と、「移行した後の報酬実績額」の差額を保障

* 新体系移行前月に9割保障を受けている施設は本事業の対象外

(2)平成21年4月以前に旧法施設から新体系サービスに移行した場合

新体系移行前月において、9割保障を受けていない施設



「新体系移行前月の実利用者数で平成21年4月の旧法施設の報酬を算出した額」と、「移行した後の報酬実績の額」の差額を保障

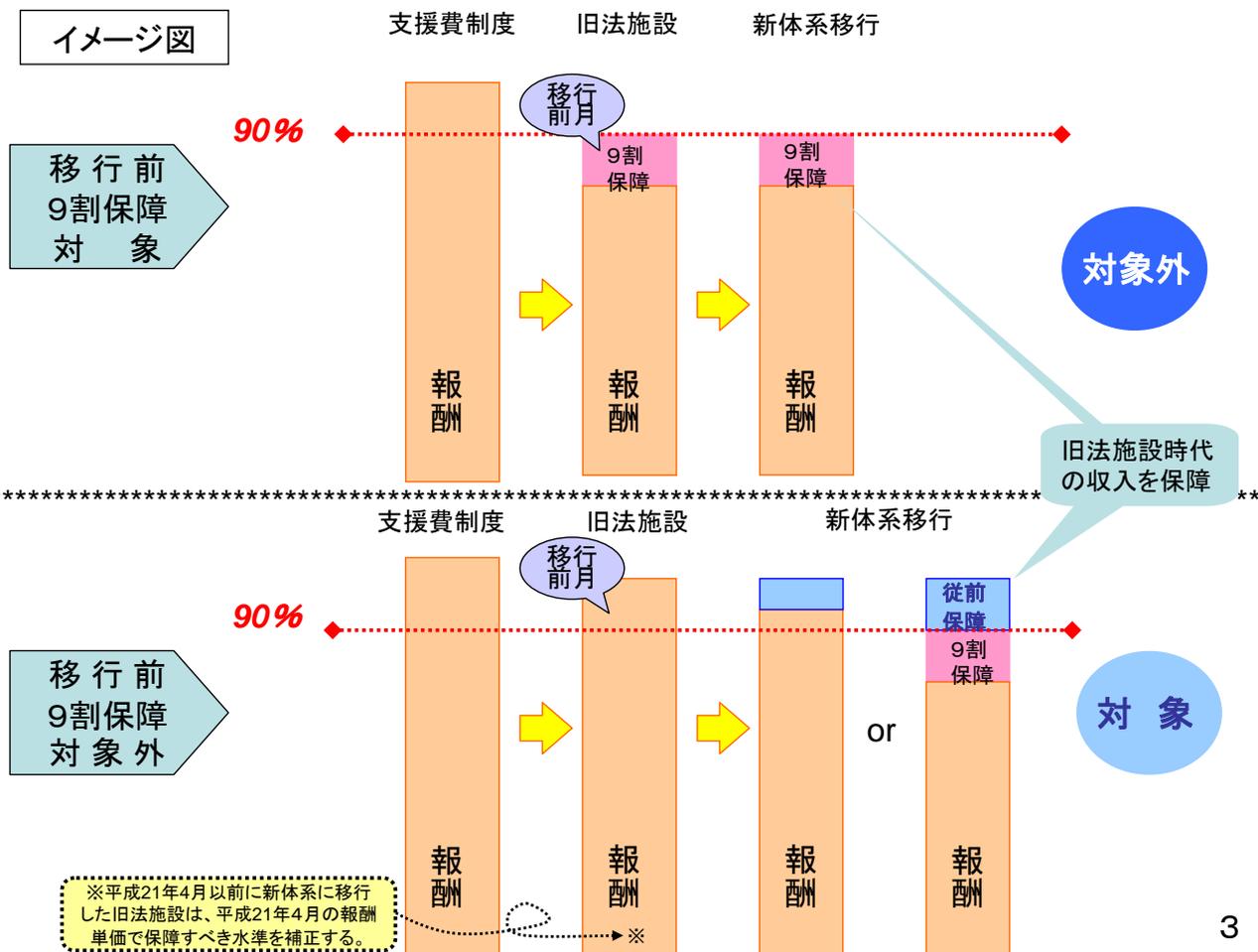
* 新体系移行前月に9割保障を受けている施設は本事業の対象外

(3)精神障害者社会復帰施設等が新体系サービスに移行した場合

「新体系移行前年度の国庫補助基準額※」と、「移行した後の報酬実績の額」の差額を保障

※「新体系移行前年度の国庫補助基準額」には、自治体単独加算を含みませんので、それぞれの補助金の執行先自治体に確認してください。

イメージ図



II 対象となる施設

移行前

移行後

特定旧法指定施設 ※ 9割保障(特別対策)を受けていない施設に限る)
<身体障害者> 更生施設、療護施設入所授産施設、通所授産施設
<知的障害者> 入所更生施設、入所授産施設、通所更生施設、通所授産施設、通勤寮
精神障害者社会復帰施設等
<身体障害者> 小規模通所授産施設、福祉工場、福祉ホーム
<知的障害者> 小規模通所授産施設、福祉工場、福祉ホーム
<精神障害者> 生活訓練施設、入所授産施設、通所授産施設、小規模通所授産施設、福祉工場、福祉ホーム、福祉ホームB型

※通所部、分場を含む

※障害児施設は対象外

※精神障害者地域生活支援センターは対象外

新体系サービス

<日中サービス>

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続A型、就労継続B型、

<居住サービス>

共同生活介護、共同生活援助、障害者支援施設

※基準該当事業所は対象外

※公立施設は対象外(指定管理施設は除く)

※国立施設、のぞみの園は対象外

※多機能型及び障害者支援施設はそれぞれ一の事業所(施設)として扱う。

※共同生活介護、共同生活援助は、住居ではなく指定事業所単位の扱い共同生活援助、共同生活介護を一体的に行う場合は、一の事業所として扱う。

III 事業開始時期

(1) 請求開始時期

平成21年10月サービス提供分から(11月請求)

(2) 請求方法

- ① 新設されるサービスコード「**** 移行時運営安定化」を使用し、本体報酬を電子請求受付システムに伝送する際に同時に伝送請求する。(サービスコードは次頁)
- ② 簡易入力システムを利用する事業所は、新しい簡易入力システム(V2.2)へのバージョンアップが必要(電子請求受付システム参照)
- ③ 請求する単位の算出方法は、「IV 移行時運営安定化事業の助成額の算定」を参照。なお、算出用のエクセルシートは、下記ホームページに掲載。

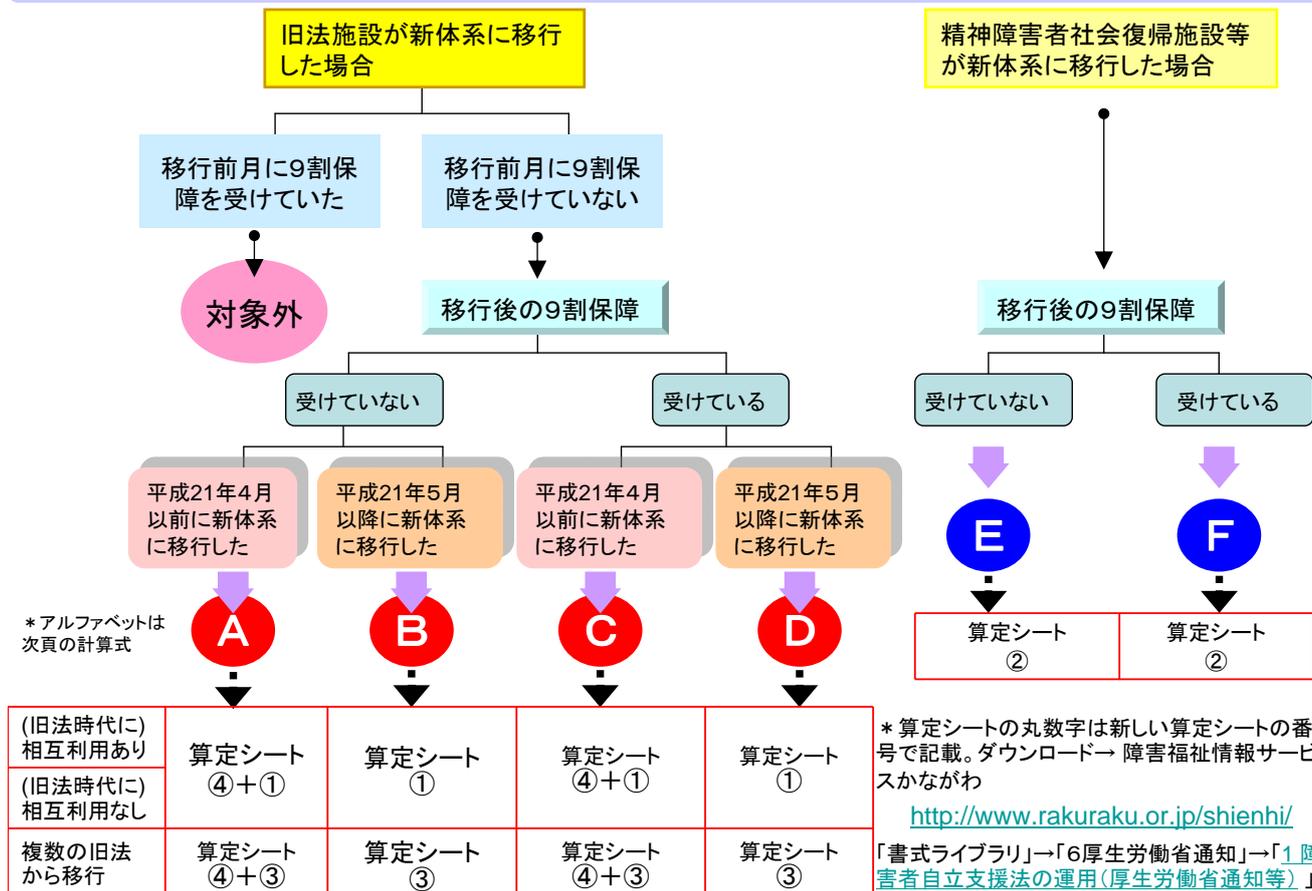
障害福祉情報サービスかながわ URL <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

「書式ライブラリ」→「6厚生労働省通知」→「[1 障害者自立支援法の運用\(厚生労働省通知等\)](#)」

移行時運営安定化請求サービスコード

サービス種類	サービス内容	サービスコード
療養介護	移行時運営安定化	21 9991
生活介護	移行時運営安定化	22 9991
共同生活介護	移行時運営安定化	31 9991
施設入所支援	移行時運営安定化	32 9991
共同生活援助	移行時運営安定化	33 9991
自立訓練(機能訓練)	移行時運営安定化	41 9991
自立訓練(生活訓練)	移行時運営安定化	42 9991
宿泊型自立訓練	移行時運営安定化	34 9991
就労移行支援	移行時運営安定化	43 9991
就労移行支援(養成施設)	移行時運営安定化	44 9991
就労継続支援A型	移行時運営安定化	45 9991
就労継続支援B型	移行時運営安定化	46 9991

IV 移行時運営安定化事業の助成額の算定(算定シートが一部簡素化されています)



* 丸数字は、加算額を算出する算定シートの番号

1 旧法施設が新体系へ移行した場合

(1) 新体系移行後において9割保障の適用がない場合

ア 平成21年4月以前に新体系へ移行した場合

A

$$\frac{\text{補正した給付単位数①} - \text{新体系移行後の各月給付単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

イ 平成21年5月以降に新体系へ移行した場合

B

$$\frac{\text{新体系移行前月の給付単位数②} - \text{新体系移行後の各月給付単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

①補正した給付単位数

新体系移行前月の利用者で平成21年4月報酬改定後の特定旧法指定施設に係る報酬単価を用いて算出した給付単位数（保障単位数補正シートで算出した保障単位数）

②新体系移行前月の給付単位数

新体系移行前月における当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費明細書中「給付単位数」の合計額

③新体系移行後の各月給付単位数

新体系移行後の各月の当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費明細書中「給付単位数」の合計額

④新体系移行後の実利用延べ日数

新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

⑤1単位の単価

厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

(2) 新体系移行後において9割保障の適用がある場合

ア 平成21年4月以前に新体系へ移行した場合

C

$$\frac{\text{補正した給付単位数①} - \text{9割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

イ 平成21年5月以降に新体系へ移行した場合

D

$$\frac{\text{新体系移行前月の給付単位数②} - \text{9割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

①補正した給付単位数

新体系移行前月の利用者で平成21年4月報酬改定後の特定旧法指定施設に係る報酬単価を用いて算出した給付単位数（保障単位数補正シートで算出した保障単位数）

②新体系移行前月の給付単位数

新体系移行前月における当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費明細書中「給付単位数」の合計額

③9割保障を算定する際の保障単位数

事業運営安定化事業の「旧体系における激変緩和措置（90%保障）の助成をうけていない場合」に算出する旧体系における保障単位数のこと。

・9割保障を算定する際の保障単位数＝助成算定基準単位数＋加算給付単位数

→助成算定基準単位数＝{（「平成18年3月の実利用者数×30.4or22日×90%」×「改定前の区分A単位」）－（「新体系移行前月の実利用延べ日数」×「新体系移行前月の区分A単位」）}×0.9（給付率）＋「新体系移行前月の基本報酬単位数（各種加算を除いたもの）」

→加算給付単位数＝新体系移行前月における1月間の加算給付単位数

④新体系移行後の実利用延べ日数

新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

⑤1単位の単価

厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

2 精神障害者社会復帰施設等が新体系へ移行した場合

(1) 新体系移行後において9割保障の適用がない場合

E

$$\frac{\text{新体系移行前年度の国庫補助基準額(月額)①} - \text{新体系移行後の各月給付単位数②}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

(2) 新体系移行後において9割保障の適用がある場合

F

$$\frac{\text{新体系移行前年度の国庫補助基準額(月額)①} - 9 \text{ 割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

①新体系移行前年度の国庫補助基準額(月額)

- ・国庫補助基準額(又は交付決定額)が年額の場合: 新体系移行前年度の国庫補助基準額÷12月÷10円
- ・国庫補助基準額(又は交付決定額)が月額の場合: 新体系移行前年度の国庫補助基準額÷10円

②新体系移行後の各月給付単位数

新体系移行後の各月の当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費明細書中「給付単位数」の合計額

③9割保障を算定する際の保障単位数

- ・国庫補助基準額(又は交付決定額)が年額の場合: 新体系移行前年度の国庫補助基準額÷12月÷10円×90%
- ・国庫補助基準額(又は交付決定額)が月額の場合: 新体系移行前年度の国庫補助基準額÷10円×90%

④新体系移行後の実利用延べ日数

新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

⑤1単位の単価

厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)

V-1 運用上の留意事項について

- (1) 各種減算(定員超過減算等)を受けている新体系事業所は、減算を行う前の単位数を「新体系移行後の各月の給付単位数」として、助成額の算定を行う。
- (2) 多機能型事業所に移行した場合は、サービス全ての給付単位数を合算し、当該事業所の全ての利用者数で利用者1日1人あたりの単価を算出し、全ての利用者で請求する。
- (3) 障害者支援施設、日中活動と宿泊型自立訓練の一体的な事業所に移行した場合は、施設入所支援、又は宿泊型自立訓練の利用者数で利用者1日1人あたりの単価を算出し、施設入所支援又は宿泊型自立訓練の利用者で請求する。(昼間実施サービスのみ利用者、日中活動のみ利用者では請求しない)
- (4) 事業者の責によらない事由(災害やインフルエンザ等)がある場合は次のように取扱う。
 - ・新体系移行前に、事業所からの申し出があり都道府県が認めた事業所の責によらない事由により報酬が9割保障の適用を受けるまでに減額した場合は、報酬が減額する前の報酬水準を基準として助成を行う。
 - ・災害等が長期に渡った場合も、災害等により報酬が減額する前の報酬水準として助成を行う。

V-2 運用上の留意事項について

(5) 旧法施設から複数の事業所(多機能型事業所ではなく、事業所番号を別に持った複数の事業所)に移行した場合は、次のように取扱う。

① 移行先の事業所の範囲

同一法人が運営主体であって、法人の申請に基づき旧体系施設からの移行先であると都道府県が認めた事業所(移行日も同日)については、複数事業所(旧体系時の施設と同一敷地であるものに限らない。)を移行先事業所ととらえることができる。

② 助成額の算定方法

助成額＝旧体系の移行前月收入－(中核事業所の当月収入＋移行先分離事業所の当月収入)

※「中核事業所」とは移行先の中核となる事業所のこと。(旧体系施設と同一敷地内に移行事業所がある場合は、当該同一敷地内事業所を中核事業所とし、そうでない場合は、最も自立支援給付の請求額が多い事業所を中核事業所とする。)

※「移行先分離事業所」とは中核事業所以外の事業所のこと。

③ 助成額の請求方法等

○ 助成額の請求は移行先の中核事業所が行う。

○ 既存の事業所の定員増を行う形で移行した場合は、当該定員増の部分も移行先の事業所ととらえ、定員が増えた分の収入も移行先の事業所の収入として取り扱う。そのため旧法の収入額を上回り、当該事業の対象外になることもありえる。

厚生労働省資料

平成21年11月2日現在

移行時運営安定化事業(従前額助成)の取扱いについて

1 目的

現行においても日割り化対策及び新体系への移行促進策として事業運営安定化事業(9割保障)を実施しているところであるが、更に新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的として本事業を実施する。

2 基本的な考え方

① 9割保障の適用を受けない特定旧法指定施設注1が新体系サービスへ移行した場合、移行前月の報酬水準を基準とした助成を行う。

② いわゆる「ハコ払い施設」の精神障害者社会復帰施設等注2が新体系サービスへ移行した場合、新体系移行前年度の国庫補助基準額(又は交付決定額)の水準を基準とした助成を行う。

③ 本事業の実施以前に新体系サービスへ移行した場合も助成対象とする。

○ 平成21年3月までに新体系へ移行した特定旧法施設については、新体系移行前月の利用者数で平成21年4月報酬改定後の報酬単価を用いて算出した報酬見込額の水準を基準とした助成を行う。

○ 本事業実施以前に新体系へ移行した精神障害者社会復帰施設等については、新体系移行前年度の国庫補助基準(又は交付決定額)の水準を基準とした助成を行う。

注1: 特定旧法指定施設とは、身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者通勤寮のこと。

注2: 精神障害者社会復帰施設等とは、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、地域生活支援事業の福祉ホームのこと。

3 従前額助成を適正に実施するための取扱い等

(1) 事業所の責によらない事由の場合(参考1)

新体系への移行前に、事業所からの申し出があり都道府県が認めた事業所の責によらない事由(災害やインフルエンザなど)により報酬が9割保障の適用を受けるまで減額した場合は、報酬が減額する前の報酬水準を基準とした助成を行う。

同様に災害等が長期に渡った場合についても、災害等により報酬が減額する前の報酬水準を基準とした助成を行うこととする。

(2) 複数の新体系サービスに移行した場合(参考2)

新体系移行は、一の事業所が複数事業所(多機能型事業所以外)に移行することも考えられるから、このような場合にも移行の実態に即した助成を行うこととし、次のように取り扱うこととする。

① 移行先の事業所の範囲

同一法人が運営主体であって、法人の申請に基づき旧体系施設からの移行先であると都道府県が認めた事業所(移行日も同日)については、複数事業所(旧体系時の施設と同一敷地であるものに限らない。)を移行先事業所ととらえることができる。

② 助成額の算定方法

助成額＝旧体系の移行前月收入－(中核事業所の当月収入＋移行先分離事業所の当月収入)

※「中核事業所」とは移行先の中核となる事業所のこと。(旧体系施設と同一敷地内に移行事業所がある場合は、当該同一敷地内事業所を中核事業所とし、そうでない場合は、最も自立支援給付の請求額が多い事業所を中核事業所とする。)

※「移行先分離事業所」とは中核事業所以外の事業所のこと。

③ 助成額の請求方法等

○ 助成額の請求は移行先の中核事業所が行う。

○ 既存の事業所の定員増を行う形で移行した場合は、当該定員増の部分を移行先の事業所ととらえ、事業所全体の定員数に占める移行に伴い増加した定員数の割合で按分した収入を移行先の事業所の収入として取り扱う。

(3) 定員数を減少させた事業所の取扱い

利用者を別法人の他の事業所に移すなどして、定員数を減少させた場合については、必要以上に保障額が大きくなってしまいうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模を踏まえた適切な水準となるよう調整を行うことが必要である。

ただし、直ちに保障水準を引き下げるとは、事業所の運営に大きな影響を与える可能性もあることから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導を行うなど、期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逡減させる等の措置を講じられたい。

(例)旧体系時において、利用定員40人の知的障害者通所授産施設が、別法人に利用者を移し、利用定員20人の就労継続支援B型事業所へ移行した場合

○取扱い例:算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に20/40を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。

4 その他

① 従前額助成が適用される場合、利用者1人1日当たりの助成単位数を算出し、指定事業所番号単位で請求する。

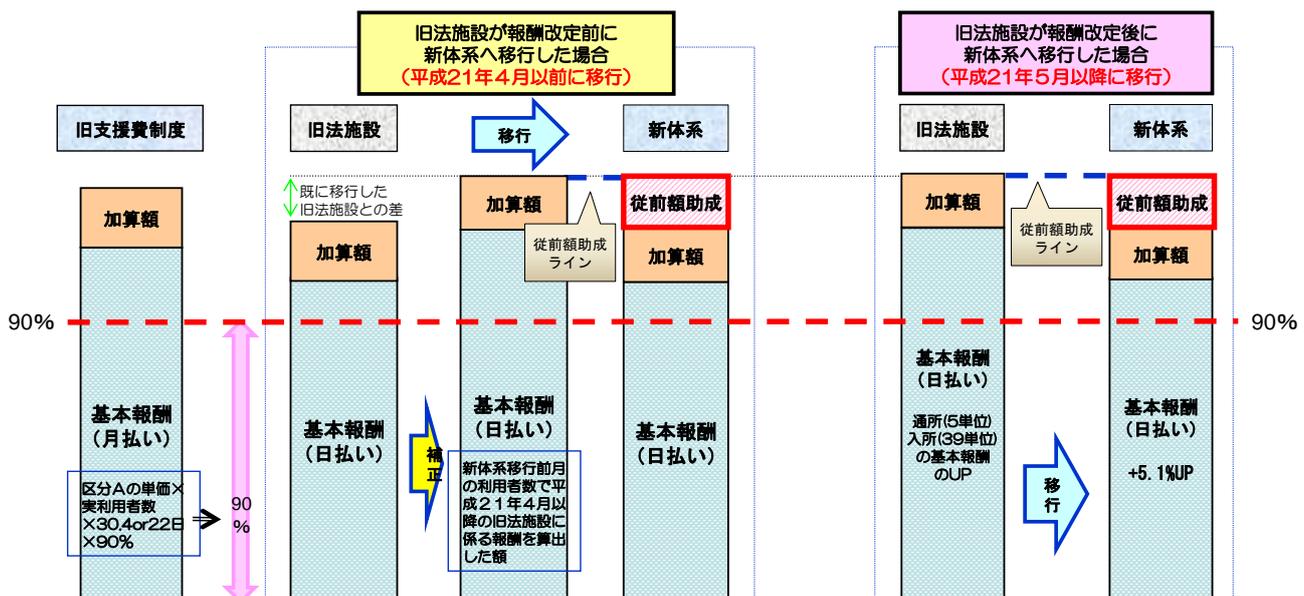
② 事業者は都道府県に従前額助成の適用有無及び保障単位数を届け出ることとなり、都道府県は従前額助成の保障単位数が適切か否かを審査することが望ましい。

③ 障害者支援施設又は日中活動サービスと宿泊型自立訓練を一体的に管理運営する事業所に移行した場合は、施設入所支援又は宿泊型自立訓練の利用者数で利用者1人1日当たりの助成単位数を算出し、施設入所支援又は宿泊型自立訓練の利用者数で請求する。

多機能型事業所に移行した場合は、当該事業所の全ての利用者数で利用者1人1日当たり単価を算出する。

移行時運営安定化事業（従前額助成）について

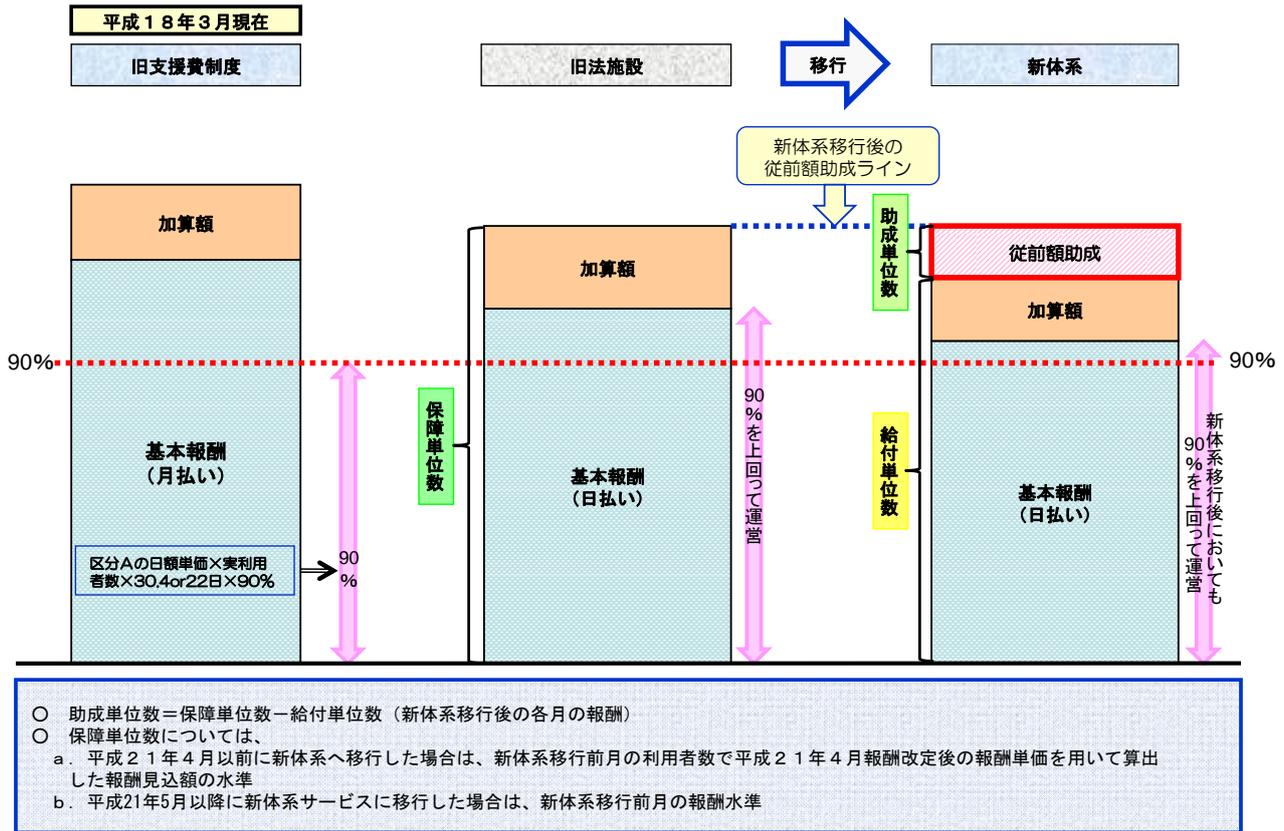
事業運営安定化事業（いわゆる「9割保障」）の適用を受けない特定旧法指定施設（以下「旧法施設」という。）が新体系サービス（以下「新体系」という。）へ移行した際（本事業実施以前に新体系へ移行したものについても助成対象とする。）、新体系移行前月の報酬水準を下回る場合に、その差額について助成し、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図る。



- 旧法施設が平成21年5月以降に新体系へ移行した場合は、新体系移行前月の報酬水準を基準とした助成を行う。なお、平成21年4月以前に新体系へ移行した場合は、新体系移行前月の利用者数で平成21年4月報酬改定後の旧法施設に係る報酬単価を用いて算出した報酬見込額の水準を基準とした助成を行う。
- 精神障害者社会復帰施設等が新体系へ移行した場合、新体系移行前年度の国庫補助基準額（又は交付決定額）の水準を基準とした助成を行う。

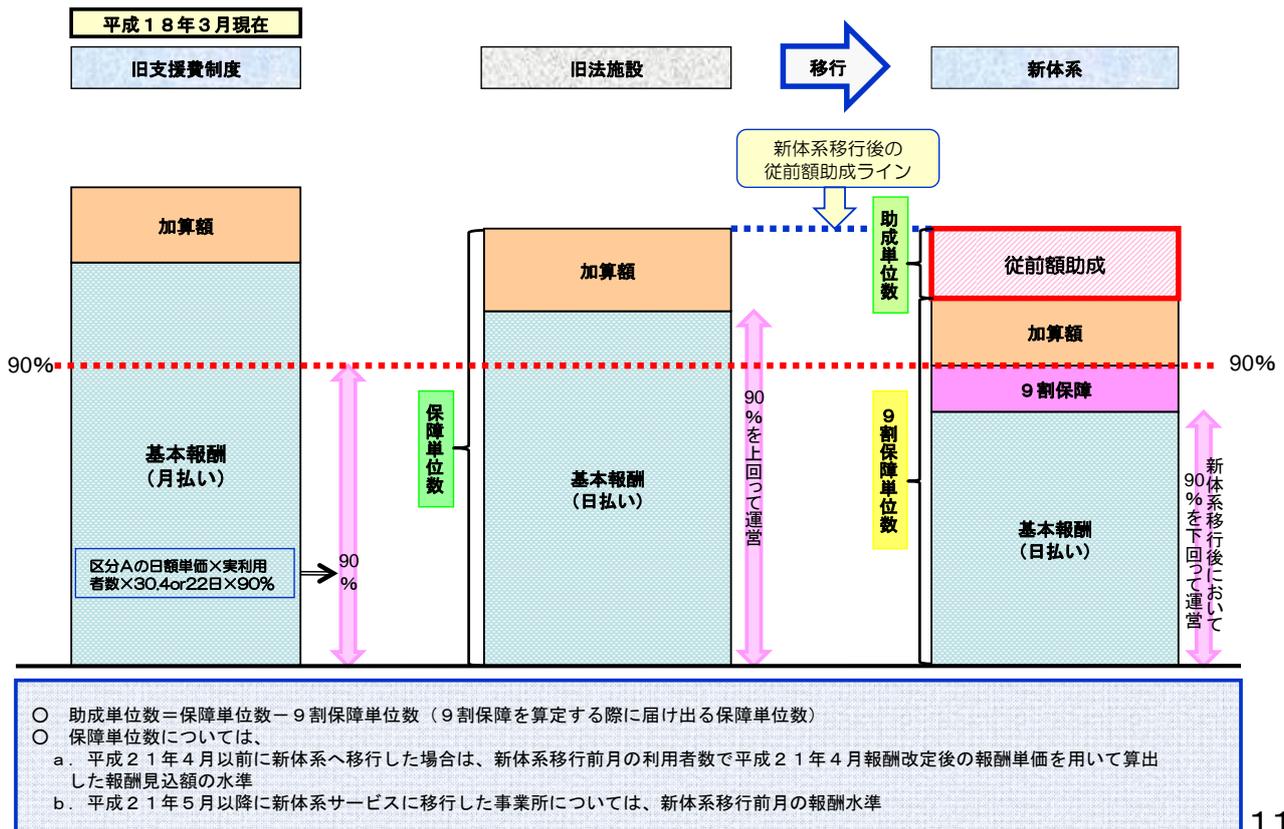
旧法施設の従前額助成①

(9割保障の適用を受けない旧法施設が新体系へ移行する場合であって、新体系移行後も9割保障の適用を受けない場合)



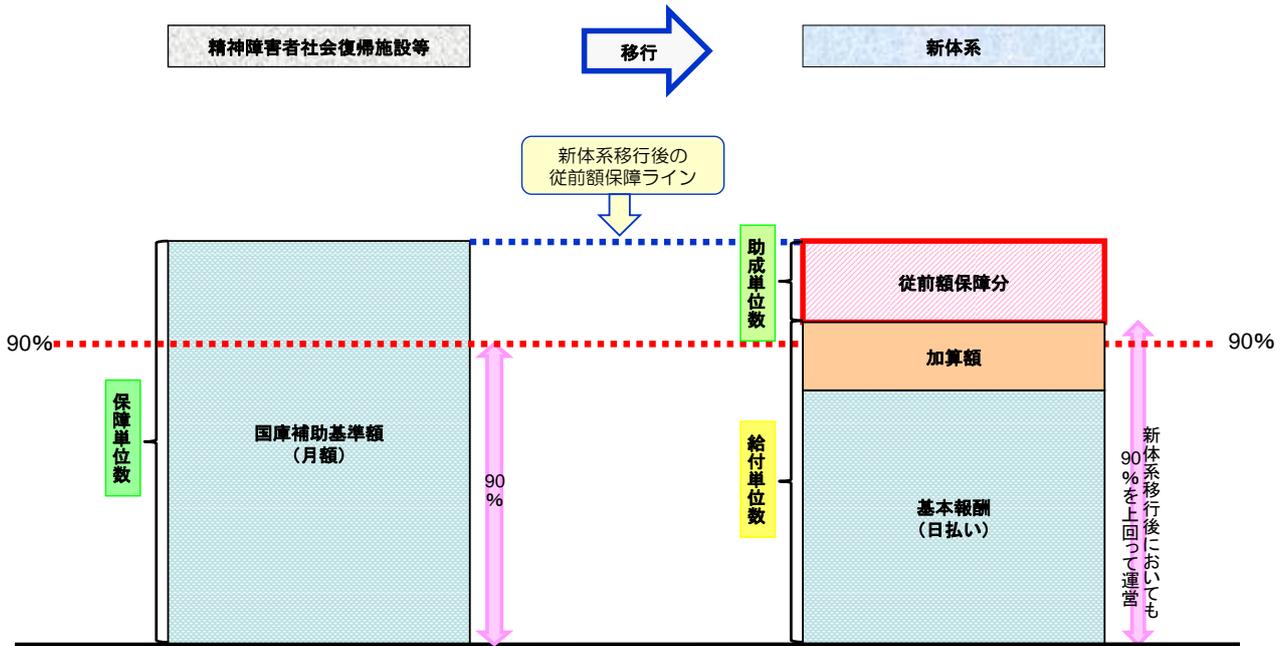
旧法施設の従前額助成②

(9割保障の適用を受けない旧法施設が新体系へ移行する場合であって、新体系移行後に9割保障の適用を受ける場合)



精神障害者社会復帰施設等の従前額助成①

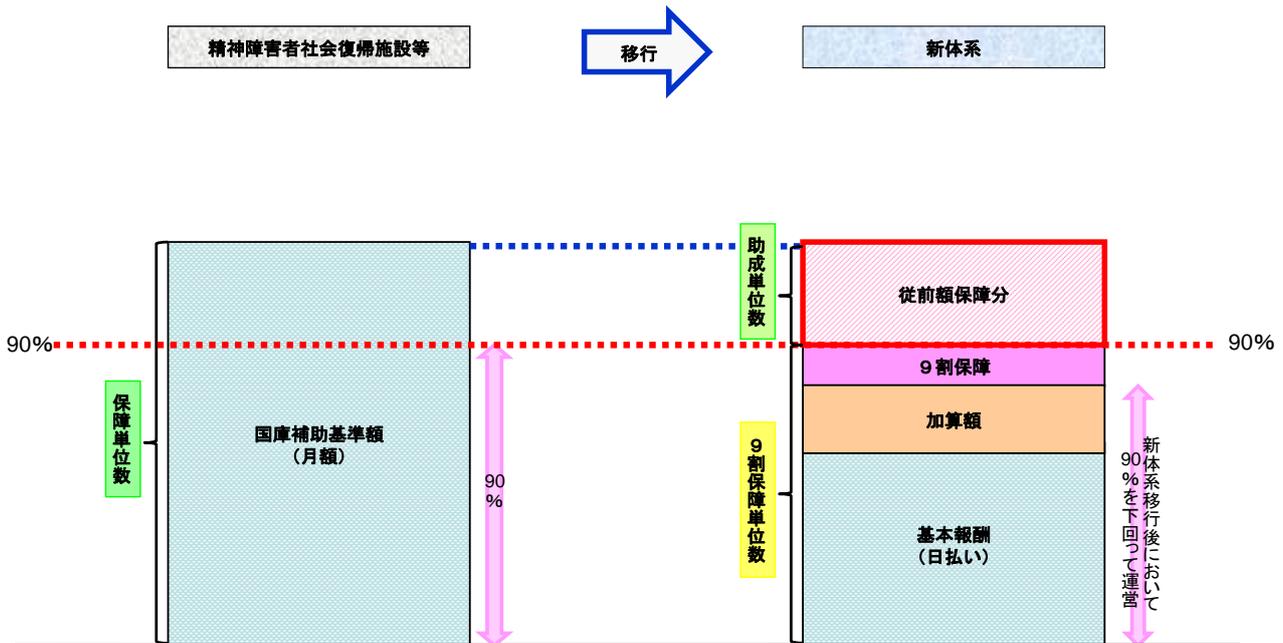
(精神障害者社会復帰施設等が新体系へ移行する場合であって、新体系移行後に9割保障の適用を受けない場合)



- 助成単位数＝保障単位数－給付単位数
- 保障単位数については、新体系移行前年度の国庫補助基準額又は交付決定額の月額の水準とする。
- 本事業実施以前に新体系に移行している場合も本事業の対象となる。
- 地域生活支援事業の福祉ホームについても、新体系に移行した場合は、本事業の対象となる。

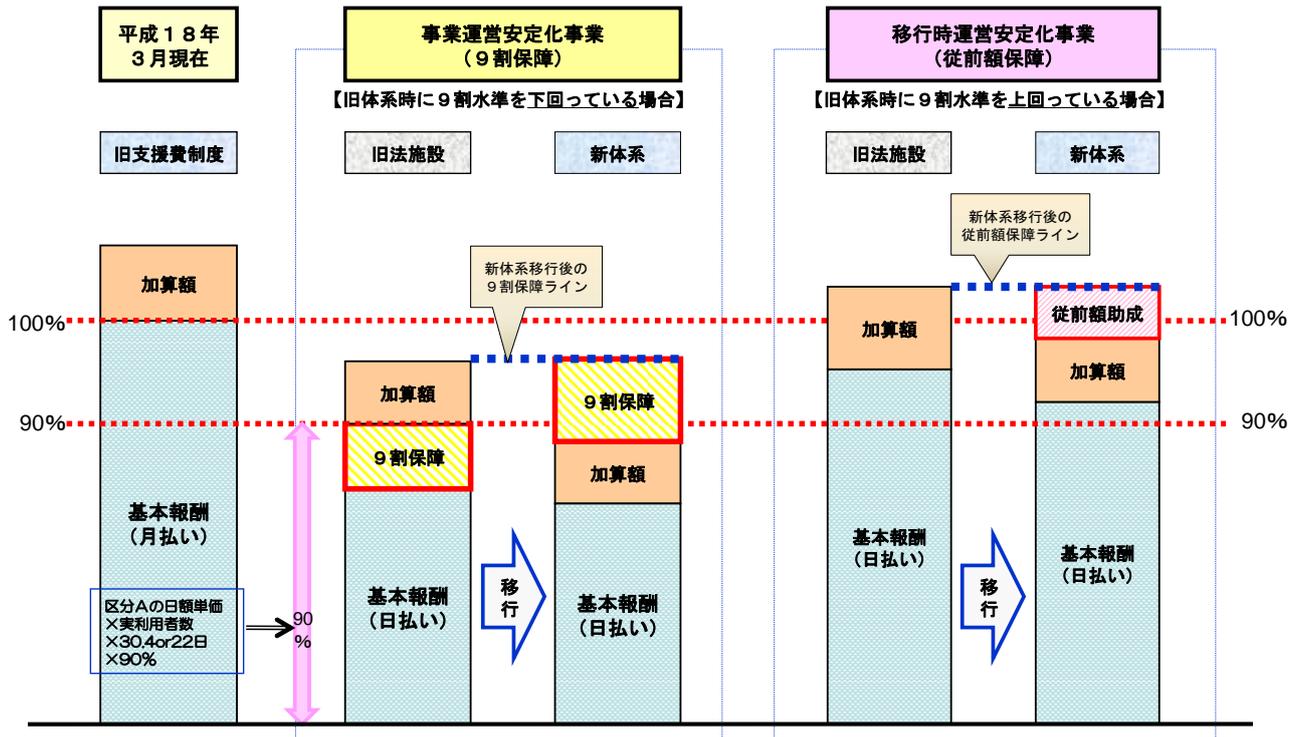
精神障害者社会復帰施設等の助成方法②

(精神障害者社会復帰施設等が新体系へ移行する場合であって、新体系移行後に9割保障の適用を受ける場合)



- 助成単位数＝保障単位数－9割保障単位数（9割保障を算定する際に届け出る保障単位数）
- 保障単位数については、新体系移行前年度の国庫補助基準額又は交付決定額の月額の水準とする。
- 本事業実施以前に新体系に移行している場合も本事業の対象となる。
- 地域生活支援事業の福祉ホームについても、新体系に移行した場合は、本事業の対象となる。

事業運営安定化事業(9割保障)と移行時運営安定化事業(従前額助成)の関係



○ 新体系サービス移行時において、新体系移行前に事業運営安定化事業(9割保障)の適用を受けていた旧法施設については、上図のとおり既に9割保障を含めた移行前月の報酬を保障しているところであるので、移行時運営安定化事業(従前額助成)の対象としない。

移行時運営安定化事業

1 事業の目的

特定旧法指定施設等が新体系サービスへ移行した場合に、従前(新体系移行前)の報酬(基本報酬額に各種加算額を含んだ額)を保障することにより、新体系サービスへの移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

事業運営安定化事業(いわゆる「9割保障」)の適用を要さない特定旧法指定施設等(下記(ア)に掲げる施設等)が新体系サービス(下記(イ)に掲げる事業所等)へ移行した場合(特定旧法指定施設等から既に新体系サービスに移行したものについても対象とする。)であって、移行後の報酬が特定旧法指定施設等における基準月の報酬を下回る場合に、その差額について助成する。

(ア) 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型

(イ) 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所、共同生活介護事業所、障害者支援施設

(3) 助成額

以下の算定式により各月ごとに算出することとする。

(特定旧法指定施設等における基準月の報酬) - (当該月の報酬)

なお、ここでいう『特定旧法指定施設等における基準月の報酬』は次のとおりとする。

ア 特定旧法指定施設(注1)が新体系サービスへ移行した場合

- ① 平成21年5月以降に移行した事業所：新体系移行前月の特定旧法指定施設における報酬
- ② 平成21年4月以前に移行した事業所：新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額

イ 精神障害者社会復帰施設等(注2)が新体系サービスへ移行した場合
新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額(月額)

注1：特定旧法指定施設とは、旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設のことをいう。

注2：精神障害者社会復帰施設等とは、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム精神障害者福祉ホームB型のことをいう。

※：詳細は事務処理要領にてお示しする予定。

3 補助割合 国10/10

4 実施年度 平成21年度～23年度(平成21年度は10月から実施予定)

5 その他

- ・本事業の実施に当たっては、利用者からの負担を求めてはならない。
- ・事業者は介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国保連に対し本助成金を請求することとする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

厚生労働省資料

<問合せ先>

- ◆ 神奈川県保健福祉部障害福祉課
(精神障害者社会復帰施設等からの移行の場合)
施設福祉班 電話 045(210)4724(直通)
(上記以外の場合)
自立支援調整班 電話 045(210)4732(直通)
- ◆ 又は、市町村障害福祉主管課